

第6章 基本理念と基本方針

国宝天守だけじゃない！ “史跡松本城”の価値や魅力を分かり易く伝える

1 基本理念

史跡松本城を後世へ確実に引き継いでいくためには、史跡松本城が持つ魅力や価値を分かり易く伝え、多くの人に理解してもらうことが必要です。

現状、「国宝松本城」という言葉がよく使われています。しかし、国宝はあくまで建造物の天守のみを指しており、本丸や二の丸といった松本城公園の大部分は史跡の指定範囲になっています。また、文化財としての正式な名前は「国宝松本城天守」、「史跡松本城」です。

史跡松本城の魅力や価値をより広く、分かり易く伝えることを目指し、保存活用計画で定められた大綱に基づき、整備の基本理念を以下のとおり設定します。

(1) 史跡の一体的な保存・活用整備

史跡松本城の構成要素や本質的価値を分かり易く顕在化し、それらの一体的な保存・活用整備を図ることによって、史跡松本城及び国宝松本城天守を後世に確実に引き継ぎます。

なお、整備に当たっては十分な調査研究により史実を把握し、それに基づく復元や、復元以外の多様な手法によって往時の姿を伝えます。

(2) 関連する文化的資源の活用による史跡の価値向上

史跡指定地外にあり、松本城の本質的価値を構成する重要遺構の調査研究を進め、史跡追加指定等を視野に入れながらその確実な保存を図るとともに、城下町に関連した歴史資産についても一体的な保存活用を図ることで、史跡松本城の価値の更なる向上を図ります。

(3) 地域に根差した保存・活用整備

中心市街地に位置し、都市公園でもある史跡松本城を訪れる市民・観光客が快適に見学し、憩うことのできる場として活用を図るとともに、松本城の魅力的な歴史的景観や文化財的価値を身近に享受できるよう整備を図ります。

(4) 地域づくり・まちづくりとの連携

松本城が松本市のシンボルとして、また松本城を中心としたまちづくりの核としてあり続け、市民や次世代を担う子どもたちが松本城や地域の歴史に誇りを持てるよう、各種まちづくり計画、景観計画等との整合を図るとともに、市民との協働による保存・活用整備を図ります。

2 基本方針

(1) 整備の目標（完成形）

整備における史跡松本城の目標（完成形）を次のとおり定めます。

「幕末期の松本城の姿を可能な限り具現化」

これは、近世城郭としての体裁を整えたと思われる石川氏の時代背景を示す縄張りや天守が一体となって残存する一方、現状において、絵図、写真、その他の客観的な資料に基づく検証の可能性が最も高いのが幕末期であることによるもので、このことが、史跡松本城の本質的価値を正しく守り伝えることにつながると考えます。

ただし、景観・管理上やむを得ない場合は、こうした歴史的環境整備に係る対象や手法等について弾力的に考えることとします。

なお、遺構の残存状況や基準となる絵図、古文書等の年代により幕末期の姿を特定し難い場合は、発掘成果と史資料の調査・研究を踏まえ、可能な限り史実に近い再現を行います。

(2) 整備方針

ア 基本原則

- ・ いかなる整備も、十分な調査・研究成果を踏まえて実施します。
- ・ 第4章で示した検討課題の解決を念頭に置きます。

イ 整備期間

- ・ 全体の計画期間をおおむね50年とし、10年を目途に段階的に計画を策定し、整備を進めていきます。本計画の整備期間は、実効性のある10年間（令和5年度から令和14年度まで（2023年から2032年まで））とします。なお、令和15年（2033年）以降の整備内容は、整備の実施状況や計画の成果を反映して、期間の終盤（令和12年度から令和14年度まで（2030年度から2032年度まで））に検討を行います。

ウ 整備方針

基本理念に対応する整備方針は次のとおりです。

(ア) 史跡の一体的な保存・活用整備に関する方針

- a 史跡等の本質的価値の保存と顕在化を図るため、計画の立案に当たっては、「保存のための整備」と「活用のための整備」の2つの視点に立ち、それぞれの目的に最も適した整備方針や整備手法を検討します。
- b 「保存のための整備」に当たっては、史跡松本城を確実に保存し、後世に引き継いでいくための取組みを実施します。具体的には、史跡の適切な維持管理や、調査による現状把握と計画的な修理等がその内容となります。
- c 「活用のための整備」に当たっては、史跡松本城の本質的価値を伝えるために、その歴

史的景観の整備や利用環境の向上、理解促進等を含む取組みを計画的に実施します。具体的には、史跡の復元・整備、快適な施設・環境整備等に加え、市民等への公開活用の在り方などのソフト的な取組みやガイダンス施設の整備も含まれます。

(イ) 関連する文化的資源の活用による史跡の価値向上に関する方針

- a 松本市教育委員会が策定した歴史文化基本構想は、指定・未指定を問わず地域の文化財の詳細な把握を実施した上で、文化財を単体としてではなく、地域の歴史(ストーリー)を語る文化財群として捉え、地域の歴史の理解促進と文化財の保護を図るものです。
- b 歴史文化基本構想で定めるストーリーや関連文化財群の中核に松本城を位置付けることで、松本城に関する理解はもとより、他の文化財群との一体的な保存・活用や、地域の歴史に関する理解をより深めます。

(ウ) 地域に根差した保存・活用整備に関する方針

史跡松本城の価値を活かし、松本城を学校教育・社会教育の学びの場として活用するとともに、授業・講座等により、松本城の価値を市民や次世代を担う子どもたちに伝え、保護意識の醸成を図ります。また、中心市街地に位置する都市公園であることから、市民や観光客が歴史的景観を楽しみながら憩える場所として活用を図ります。

a 学校教育における活用

これまで実施している教材の配布、学校での授業を継続して実施し、松本城や地域の歴史・文化財の理解促進を図ります。学校での授業においては、松本城周辺の中心市街地以外の学校においても、身近な各地区の文化財を取り上げながら、松本城との関わりを学ぶことができるよう留意し、社会科見学を含む学校教育における松本城を活用した授業プログラム等について検討します。

b 社会教育における活用

これまで実施している出前講座や、地区公民館での歴史講座への参画等を継続して実施し、市民の学びの素材や学びの場としての松本城の活用を図ります。

c 学びの場としての活用

松本城を学びの場として活用し、史跡松本城・国宝松本城天守の価値を伝達する機会を設けています。これら事業を継続して実施するとともに、更なる充実を図ります。

d 情報発信の強化

国宝松本城天守と一体的に史跡松本城の価値を分かり易く伝えるため、パンフレット、ホームページの充実等を図ります。

(I) 地域づくり・まちづくりとの連携に関する方針

a 周辺地域の環境保全

- ・史跡松本城の周辺地域は、「景観計画」「緑の基本計画」「周辺整備計画」「保存活用

- 計画」「松本城三の丸エリアビジョン」などに基づき、一体的な保全を図っていきます。
- ・緑化の具体的な手法は、「緑のデザインマニュアル」を十分に踏まえたものとします。
- ・史跡指定地と一体となった城下町の保存・復元整備については、「総合計画」「都市計画マスタープラン」に加え、「松本城三の丸エリアビジョン」も踏まえつつ推進する必要があります。
- ・将来にわたって良好な環境と景観を維持していくためには地域住民の協力が不可欠であり、史跡松本城全体の価値や魅力、保全の意義等に関する広報や動機付けの機会づくりに努めます。

b 松本城を中心としたまちづくり

南・西外堀復元事業、内環状北線整備事業に伴い、松本城三の丸の今後の在り方について、地元及び行政が連携して検討を行っています。松本城は、その核となる存在であり、保存管理及び整備を適切に行い、その役割を十分に果たせるよう活用を図ります。

c 中心市街地活性化、地域振興

松本城は、松本市の主要な観光拠点であり、観光客の中心市街地への回遊の起点となる場所です。中心市街地の回遊性の向上等の取組みと連携を図り、市街地活性化の拠点としての活用を図ります。また、地域振興のための各種イベントについては、史跡の保存や適切な見学環境及び憩いの場としての公園の機能の維持との調整を図りながら実施し、地域振興における活用を図ります。

(3)事業の推進体制

史跡松本城・国宝松本城天守の整備・維持管理には様々な部局が関わっています。

ア 現在の推進体制

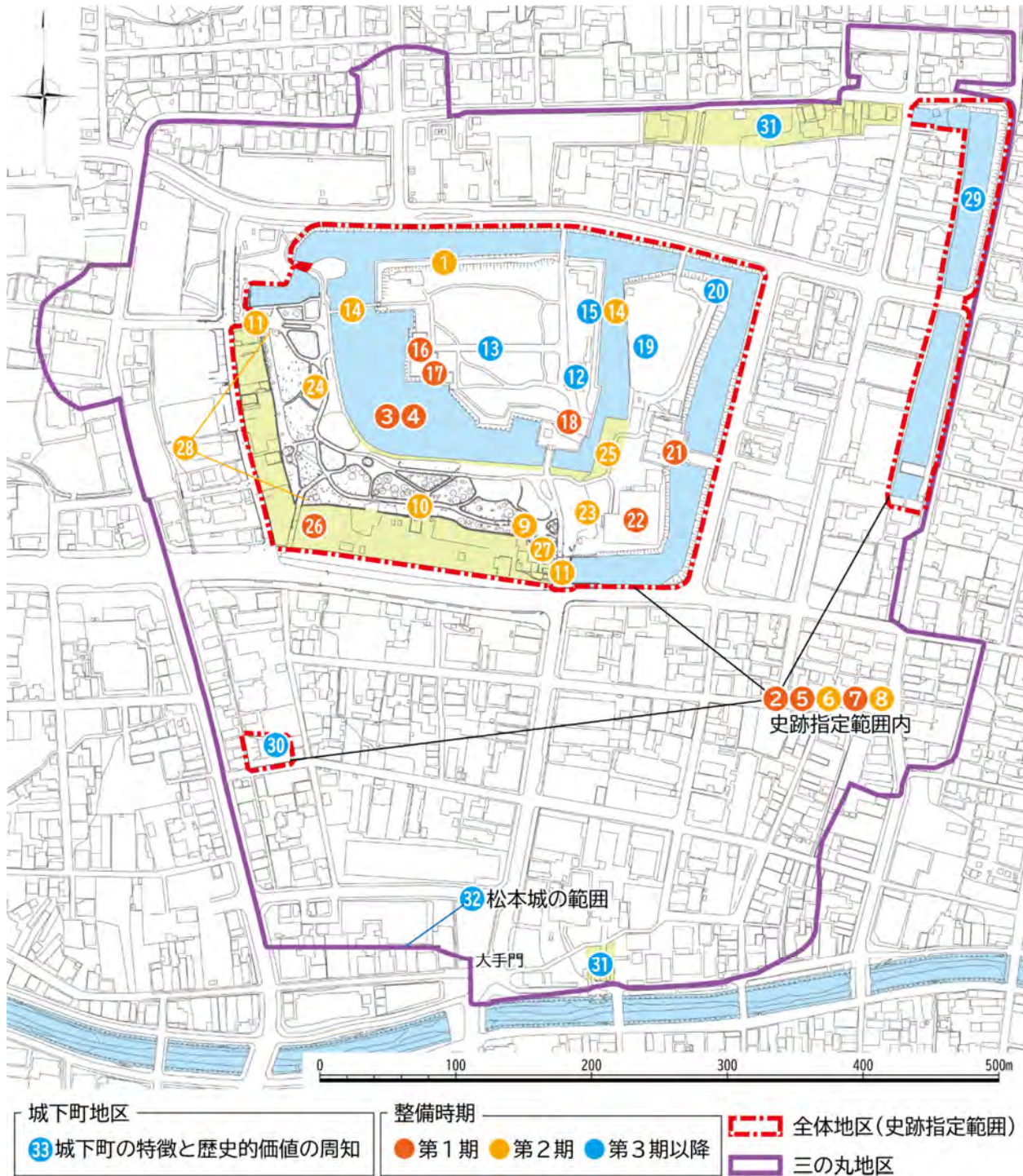
お城まちなみ創造本部	：南・西外堀復元整備の調査研究、計画及び工事設計の作成
文化財課 城郭整備担当	：史跡松本城・国宝松本城天守の調査研究、整備事業（天守耐震、天守防災、黒門・太鼓門耐震、堀浚渫 ^{しゅんせつ} ）、普及啓発
文化財担当	：現状変更申請事務
埋蔵文化財担当	：整備事業に伴う発掘調査、発掘調査報告書の作成
松本城管理課	：日常的な維持管理、堀の維持管理、天守・史跡の公開、イベント調整、駐車場管理、券売・売店運営

イ 課題

松本城の保存・整備・活用に当たっては、大規模な整備事業だけでなく、日常の維持管理の積み重ねが重要です。このため、史跡松本城の整備事業の推進に当たっては、管理部門と整備部門が一体的に取り組んでいく必要があります。今後、金沢城（石川県）や熊本城（熊本市）のような先進的な事例を参考に、適切な事業推進体制の構築が望まれます。

3 めざすべき姿

現状の課題や関連計画との整合を踏まえ、史跡松本城及びその周辺地区の整備における50年後のめざすべき姿を整理すると次のとおりです。（第40図、表14参照）



第40図 史跡松本城及びその周辺地区における整備項目

表14 史跡松本城及びその周辺地区における整備項目と整備時期

	地区区分	番号	整備項目	整備時期	整備区分	
史跡指定範囲	全体地区	①	石垣の修理	第2期	保存整備のための	
		②	石垣カルテの作成	第1期		
		③	堀の浚渫 <small>しゅんせつ</small>	第1期		
		④	水質の維持・管理	第1期		
		⑤	サイン計画の作成	第1期		
		⑥	サイン整備	第2期		
		⑦	動線計画の作成	第1期		
		⑧	園路の整備	第2期		
		⑨	トイレの再配置	第2期		
		⑩	植栽の整備	第2期		
		⑪	往時の登城路の周知	第2期		
	本丸地区	⑫	管理事務所の移転	第3期以降	活用のための整備	
		⑬	本丸御殿跡及び園路の整備	第3期以降		
		⑭	足駄塀 <small>あしだべい</small> の周知	第2期		
		⑮	多聞櫓跡 <small>やぐら</small> 及び折返し櫓跡の整備	第3期以降		
		⑯	天守の耐震対策	第1期		
		⑰	天守の防災対策	第1期		
		⑱	黒門の耐震対策	第1期		
	二の丸地区	二の丸御殿跡周辺エリア	⑲	二の丸御殿跡の再整備	第3期以降	活用のための整備
			⑳	東北隅櫓跡の再整備	第3期以降	
			㉑	太鼓門の耐震対策	第1期	
		古山地御殿跡エリア	㉒	旧松本市立博物館の解体	第1期	
			㉓	古山地御殿跡及び辰巳隅櫓跡の整備	第2期	
		八千俵蔵跡周辺エリア	㉔	八千俵蔵跡と周辺の整備	第2期	
			㉕	内堀の整備	第2期	
		南・西外堀エリア	㉖	南・西外堀の復元	第1期	
			㉗	南隅櫓跡の整備	第2期	
			㉘	北西隅櫓跡及び南西隅櫓跡の整備	第2期	
		三の丸地区	㉙	東総堀の周知	第3期以降	
			㉚	西総堀土塁跡の再整備	第3期以降	
	史跡指定範囲外	三の丸地区(指定範囲外)	㉛	三の丸地区(指定範囲外)の特徴と歴史的価値の周知	第3期以降	史跡整備外
			㉜	ガイダンス施設の整備	第3期以降	
		城下町地区	㉝	城下町の特徴と歴史的価値の周知	第3期以降	

注) 第1期を令和5年度から令和14年度(2023年度から2032年度)、
第2期を令和15年度から令和24年度(2033年度から2042年度)、
第3期以降を令和25年度(2043年度)以降とする。

注) 整備には復元整備等も含まれる。

本計画では、平成11年度(1999年度)に松本市が策定した「周辺整備計画」で定めた18の整備項目を、今の時代に即した内容に整理して引き継いでいます。特に、周辺整備計画策定時に想定していた建造物の復元については、新たな整備手法も研究しながら、第2期以降の整備課題として検討していきます。

表15 周辺整備計画と本計画の対応について

松本城およびその周辺整備計画(平成11年)

	地区区分	番号	整備項目	対応先
史跡指定範囲	本丸	1	管理棟の撤去	12
		2	本丸御殿跡の整備	13
		3	北外堀内側石垣の補修	1
		4	多間櫓・折廻し櫓の復元	15
		5	足駄堀の復元	14
		6	内堀の復元	25
		7	黒門台石垣の改修	1
	二の丸	8	日本民俗資料館の移転	22
		9	辰巳隅櫓の復元	23
		10	古山地御殿跡の整備	23
		11	八千俵蔵の復元と周辺整備	24
		12	南・西外堀の復元	26
		13	南隅櫓の復元	27
		14	東北隅櫓の復元	20
		15	二の丸御殿の復元	19
史跡指定範囲外	三の丸	16	北馬場総堀の整備	31
		17	御幸橋付近の総堀の整備	31
	周辺地区	18	周辺景観の整備と町並みの整備	33

史跡松本城整備基本計画(令和6年)

	地区区分	番号	整備項目	
史跡指定範囲	全体地区	1	石垣の修理	
		2	石垣カルテの作成	
		3	堀の浚渫	
		4	水質の維持・管理	
		5	サイン計画の作成	
		6	サイン整備	
		7	動線計画の作成	
		8	園路の整備	
		9	トイレの再配置	
		10	植栽の整備	
		11	往時の登城路の周知	
	本丸地区	12	管理事務所の移転	
		13	本丸御殿跡及び園路の整備	
		14	足駄堀の周知	
		15	多間櫓跡及び折廻し櫓跡の整備	
		16	天守の耐震対策	
		17	天守の防災対策	
		18	黒門の耐震対策	
		二の丸地区	二の丸御殿跡周辺エリア	19
	20			東北隅櫓跡の再整備
	21			太鼓門の耐震対策
	古山地御殿跡エリア		22	旧松本市立博物館の解体
			23	古山地御殿跡及び辰巳隅櫓跡の整備
	八千俵蔵跡周辺エリア		24	八千俵蔵跡と周辺の整備
			25	内堀の整備
	南・西外堀エリア		26	南・西外堀の復元
			27	南隅櫓跡の整備
		28	北西隅櫓跡及び南西隅櫓跡の整備	
	三の丸地区	29	東総堀の周知	
		30	西総堀土塁跡の再整備	
	史跡指定範囲外	三の丸地区(指定範囲外)	31	三の丸地区(指定範囲外)の特徴と歴史的価値の周知
			32	ガイダンス施設の整備
		城下町地区	33	城下町の特徴と歴史的価値の周知